

和歌山市 公共下水道事業 経営戦略



2025年2月
和歌山市企業局

目次

第1章 経営戦略の概要.....	1
1 経営戦略策定から改定の経緯.....	1
2 経営戦略の基本理念	2
3 計画期間	2
第2章 下水道事業の現状と課題	3
1 下水道施設の状況.....	3
(1) 下水道施設の整備状況	3
(2) 下水道施設の老朽化状況.....	6
(3) 下水道施設の耐震化状況.....	7
2 下水道の使用状況.....	8
(1) 下水道の普及率と水洗化率の推移	8
(2) 有収水量の推移	8
(3) 人口の推移.....	9
3 経営の状況.....	10
(1) 下水道使用料収入の推移.....	10
(2) 経常収支の推移	11
(3) 経費回収率の推移（使用料単価、汚水処理原価）	12
(4) 企業債残高の推移.....	13
(5) 経営指標の状況（中核市比較 令和5年度決算値）	14
第3章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み	16
1 取り組みの概要	16
2 経営基盤強化にかかる取り組み.....	17
(1) 人員配置の適正化.....	17
(2) 技術力の向上.....	18
(3) 民間活力の利用促進	19
(4) 下水道使用料以外の財源確保	19
(5) 企業債の抑制	20
(6) 資産の有効活用	21
(7) 下水道使用料の見直しの検討	21
(8) 下水汚泥の有効利用	21
(9) 下水道事業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	21
(10) 広報活動の実施.....	21
3 投資の合理化にかかる取り組み.....	22

(1) 広域化・共同化・最適化の検討.....	22
(2) 投資の平準化.....	22
(3) 民間活力の活用	22
4 防災・安全対策にかかる取り組み	23
第4章 投資計画.....	24
1 汚水整備	24
(1) 汚水面整備計画	24
(2) その他整備.....	24
2 雨水整備	24
3 今後10年間の投資額.....	25
第5章 財政計画.....	26
1 財政計画の前提条件	26
(1) 収益的収入.....	26
(2) 収益的支出.....	26
(3) 資本的収入.....	27
(4) 資本的支出.....	27
2 財政計画	28
(1) 財政状況の見通し.....	28
(2) 収益的支出の内訳.....	29
(3) 資本的支出の内訳.....	29
(4) 建設改良費及び企業債残高の見通し	30
(5) 収益的収支.....	31
(6) 資本的収支.....	33
第6章 下水道使用料の見直し	35
1 現行の使用料制度.....	35
(1) 本市の使用料制度.....	35
(2) 中核市における下水道使用料の比較	36
2 下水道使用料の見直し.....	37
第7章 計画の点検と進捗管理.....	38
1 経営戦略における目標指標	38
2 計画の推進と点検・進捗管理の方法.....	40
第8章 用語解説.....	41

第1章 経営戦略の概要

1 経営戦略策定から改定の経緯

和歌山市は、古くから浸水被害の発生しやすい地形条件であったため、水害対策が大きな課題となっていました。そのため、戦前から雨水排水対策を主に行っており、昭和17年に中心市街地を対象にした2箇所の排水ポンプ場を計画決定し、本市の下水道事業が始まりました。また戦後には、工業排水と都市化に伴う生活排水の増加により市内河川の汚濁が進行し周辺環境の悪化が社会問題となったため、その対策として昭和32年に和歌川流域の工場を対象とした特別都市下水路事業に着手しました。その後、昭和47年に公共下水道全体計画を立案し、終末処理場を含んだ本格的な公共下水道事業が開始されました。令和6年3月31日現在、面積6,087ha、計画人口241,420人の全体計画に基づき、事業計画で合流・分流汚水3,613ha、雨水4,186ha、汚水処理人口165,040人を対象に整備を行い、市民の生活環境の改善や浸水の防除など、本市の都市基盤の一端を担っています。しかし、令和5年度末で下水道普及率は約39%にとどまっており、依然として継続的に必要な未普及対策、未だ解消されていない大雨時の浸水地域への雨水整備、下水道施設の老朽化対策、巨大地震等に対する耐震対策など、本市下水道に求められているニーズは非常に多様化しています。さらに、節水意識の向上や人口減等の社会的な状況の変化により使用料収入は伸び悩んでおり、今後も本市の下水道経営にとって厳しい状況が続くことが想定されます。

このような状況において、本市の下水道事業を安定的に継続していくために、中長期的な基本計画として、平成31年3月に和歌山市公共下水道事業経営戦略（以下、「経営戦略」という。なお、区分するために平成30年度に策定したものを「前経営戦略」、今回改定のを「本経営戦略」とする。）を策定しました。策定から5年間が経過し、人口減少や自然災害など、本市の状況は変化しています。そのため、現状と前経営戦略との比較、検証を行い、計画を見直す必要があります。

本経営戦略では、これまでの実績と今後の取り組みを踏まえ収支計画を見直し、また、現状に合った目標を設定しました。今後も本経営戦略にもとづき安定的な事業の継続を行います。

和歌山市の公共下水道事業概要

		全処理区	中央処理区	和歌川処理区	北部処理区
全体計画	計画人口	241,240人	126,320人	19,760人	95,340人
	計画面積	6,087ha	2,961ha	468ha	2,658ha
	終末処理場	3か所	1か所	1か所	1か所
	処理能力	180,000m ³ /日	80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	49,100m ³ /日
事業計画	計画人口	165,040人	99,390人	22,030人	43,620人
	計画面積	3,613ha	2,080ha	468ha	1,065ha
	終末処理場	3か所	1か所	1か所	1か所
	処理能力	154,300m ³ /日	80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	23,400m ³ /日

2 経営戦略の基本理念

社会基盤である下水道は生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全等の基本的な役割に加えて、災害時においても持続可能なサービスを提供しなければなりません。和歌山市の下水道は、全国的に整備が遅れている汚水未普及地区の解消や、未だ解消されていない大雨時の浸水地域への雨水整備など、事業が山積みになっています。また、近い将来発生が想定されている巨大地震等に対する備えや、これまでに整備した下水道施設の老朽化など、下水道施設の脆弱性も危惧されており、新しい施設の建設と膨大な資産の耐震化や改築・更新にも取り組む必要があります。

また、経営面では、既に建設された施設の維持管理に多額の費用を要すること、さらに起債償還に多額の費用を要することから一般会計からの繰入金で収支を保っており、非常に厳しい状況下にあります。今後も持続可能な下水道事業運営のために、財政状態や経営状態を改善する必要があり、下水道使用料等の収入とのバランスを考慮して効率の良い事業運営を進めていくことが強く求められています。

このような状況の中、和歌山市公共下水道事業が目指すものとして以下の3つの事項が挙げられます。

- ・効果的な下水道整備を促進
- ・資産の効率的な維持管理及び改築・更新を実施し、処理機能を維持
- ・経営の健全化

これらの事項の実現を目指して、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。

3 計画期間

令和6年度～令和15年度（10年間）

前経営戦略の策定から5年間の社会情勢の変化や事業の実績を反映し、本経営戦略の改定を行います。

経営戦略の計画期間															
	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
前経営戦略															
本経営戦略															

第2章 下水道事業の現状と課題

1 下水道施設の状況

(1) 下水道施設の整備状況

本市における令和5年度末時点での下水道施設の整備状況は下表のとおりです。

		全処理区	中央処理区	和歌川処理区	北部処理区
整備状況	供用面積	2,470.3ha	1,577.3ha	383.6ha	509.4ha
	供用人口	137,227人	84,022人	20,547人	32,658人
	処理能力	148,450m ³ /日	80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	17,550m ³ /日
	整備延長	867.7km	570.9km	104.9km	191.9km

【処理場】

本市の終末処理場は、令和5年度末時点で中央終末処理場、和歌川終末処理場、北部終末処理場の3つの終末処理場が稼働しています。

和歌山市の終末処理場

	中央終末処理場	和歌川終末処理場	北部終末処理場
供用開始日	昭和62(1987)年11月1日	昭和59(1984)年11月1日	平成13(2001)年4月1日
処理方法	活性汚泥法	活性汚泥法	活性汚泥法
計画処理能力	80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	49,100m ³ /日
現有処理能力	80,400m ³ /日	50,500m ³ /日	17,550m ³ /日

第2章 下水道事業の現状と課題

【ポンプ場】

本市のポンプ場は令和5年度末時点で汚水・雨水あわせて28か所のポンプ場が稼働しています。

既 設 ポ ン プ 場（公共汚水・合流）

番号	ポンプ場名称	雨水別	ポ ン プ 能 力				運転開始日
1	手平中継ポンプ場	汚水 雨水	口径 400mm 口径 2,000mm	立軸斜流ポンプ3台 立軸斜流ポンプ3台	電動機直結 55kw ディーゼルエンジン 1200ps	22㎡/min/台 600㎡/min/台	昭和57(1982)年 11月1日
2	芦原中継ポンプ場	汚水 雨水 雨水	口径 300mm 口径 1,000mm 口径 500mm	立軸渦巻斜流ポンプ4台 立軸斜流ポンプ 2台 立軸斜流ポンプ 1台	電動機直結 30kw ディーゼルエンジン 300ps ディーゼルエンジン 75ps	10.4㎡/min/台 135㎡/min/台 32㎡/min/台	昭和62(1987)年 3月31日
3	本町中継ポンプ場	汚水 雨水	口径 300mm 口径 700mm	水中ポンプ 3台 立軸軸流ポンプ2台	電動機直結 30kw ディーゼルエンジン 100ps	7.41㎡/min/台 48.6㎡/min/台	平成元(1989)年 9月1日
4	中之島汚水中継ポンプ場	汚水	口径 200mm	水中ポンプ 3台	電動機直結 11kw	3.6㎡/min/台	平成3(1991)年 4月20日
5	名草第2汚水中継ポンプ場	汚水	口径 200mm	水中ポンプ 4台	電動機直結 37kw	5.5㎡/min/台	平成6(1994)年 4月20日
6	毛見汚水中継ポンプ場	汚水	口径 150mm	水中ポンプ 3台	電動機直結 15kw	2.6㎡/min/台	平成6(1994)年 4月20日
7	太田汚水中継ポンプ場	汚水	口径 400mm 口径 300mm	立軸渦巻斜流ポンプ1台 立軸渦巻斜流ポンプ2台	電動機直結 75kw 電動機直結 37kw	20㎡/min 10㎡/min/台	平成6(1994)年 5月1日
8	マリーナ汚水中継ポンプ場	汚水	口径 150mm	水中ポンプ 3台	電動機直結 22kw	2.3㎡/min/台	平成6(1994)年 12月1日
9	和歌浦ポンプ場	汚水 雨水	口径 150mm 口径 300mm	水中ポンプ 3台 水中ポンプ 3台	電動機直結 11kw 電動機直結 15kw	2.73㎡/min/台 7㎡/min/台	平成8(1996)年 3月1日
10	名草第1汚水中継ポンプ場	汚水	口径 150mm	水中ポンプ 3台	電動機直結 7.5kw	1.6㎡/min/台	平成8(1996)年 3月1日
11	湊南汚水中継ポンプ場	汚水	口径 250mm 口径 200mm	横軸渦巻斜流ポンプ1台 横軸渦巻斜流ポンプ2台	電動機直結 90kw 電動機直結 45kw	9.7㎡/min 4.8㎡/min/台	平成12(2000)年 4月1日

既 設 ポ ン プ 場（公共雨水）

番号	ポンプ場名称	ポ ン プ 能 力				運転開始日
1	今福雨水ポンプ場	口径 1,200mm 口径 600mm 口径 400mm	立軸斜流ポンプ2台 立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ2台	ディーゼルエンジン 250kW 電動機直結 55kW 電動機直結 18.5kW	203㎡/min/台 48㎡/min 16㎡/min/台	昭和48(1973)年 3月1日
2	加太雨水ポンプ場	口径 1,200mm 口径 300mm	横軸斜流ポンプ2台 立軸斜流ポンプ1台	ディーゼルエンジン 170ps 電動機直結 15kW	155㎡/min/台 9.96㎡/min	昭和48(1973)年 3月31日
3	大淀雨水ポンプ場	口径 1,350mm 口径 300mm	立軸斜流ポンプ4台 水中ポンプ 2台	ディーゼルエンジン 450ps 電動機直結 22kW	255㎡/min/台 7.8㎡/min/台	昭和54(1979)年 3月31日
4	新堀雨水ポンプ場	口径 2,000mm 口径 1,200mm 口径 800mm	立軸斜流ポンプ3台 立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ1台	ディーゼルエンジン1,100ps ディーゼルエンジン 400ps 電動機直結 132kW	500㎡/min/台 170㎡/min/台 75㎡/min/台	昭和58(1983)年 6月1日
5	野崎雨水ポンプ場	口径 1,350mm 口径 450mm 口径 200mm	立軸斜流ポンプ3台 立軸斜流ポンプ2台 水中ポンプ 1台	ディーゼルエンジン 400ps 電動機直結 45kW 電動機直結 15kW	235㎡/min/台 26.3㎡/min/台 5.5㎡/min	昭和62(1987)年 4月21日
6	西浜雨水ポンプ場	口径 1,350mm 口径 800mm 口径 600mm 口径 300mm	立軸斜流ポンプ3台 立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ2台 立軸斜流ポンプ1台	ディーゼルエンジン 540ps ディーゼルエンジン 210ps 電動機直結 90kW 電動機直結 18.5kW	250㎡/min/台 90㎡/min/台 50㎡/min/台 10.08㎡/min	平成3(1991)年 11月1日
7	旭橋雨水ポンプ場	口径 700mm 口径 200mm	立軸斜流ポンプ3台 水中ポンプ1台	ディーゼルエンジン 70ps 電動機直結 11kW	62.2㎡/min/台 5㎡/min	平成5(1993)年 4月20日
8	湊南第1雨水ポンプ場	口径 1,500mm 口径 800mm 口径 500mm	立軸斜流ポンプ3台 立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ2台	ディーゼルエンジン 920ps ディーゼルエンジン 270ps 電動機直結 90kW	254㎡/min/台 70.5㎡/min/台 29.4㎡/min/台	平成6(1994)年 5月24日
9	大門川雨水ポンプ場	口径 1,000mm 口径 400mm	立軸渦巻斜流ポンプ3台 立軸渦巻斜流ポンプ1台	ディーゼルエンジン 650ps 電動機直結 75kW	150㎡/min/台 22㎡/min	平成6(1994)年 7月1日
10	毛見雨水ポンプ場	口径 700mm 口径 300mm	立軸斜流ポンプ2台 立軸斜流ポンプ1台	電動機直結 44kW 電動機直結 15kW	67㎡/min/台 9㎡/min	平成8(1996)年 4月20日
11	杭ノ瀬第1調整池 ポンプ場	口径 350mm 口径 200mm	水中ポンプ2台 水中ポンプ1台	電動機直結 55kW 電動機直結 30kW	15㎡/min/台 5㎡/min	平成13(2001)年 6月18日
12	貴志雨水ポンプ場	口径 1,650mm 口径 500mm	立軸斜流ポンプ2台 立軸斜流ポンプ2台	ディーゼルエンジン 1000kW 電動機直結 90kW	376㎡/min/台 31.5㎡/min/台	平成20(2008)年 4月1日
13	湊南第2雨水ポンプ場	口径 1,350mm 口径 600mm	立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ1台	ディーゼルエンジン 800kW 電動機直結 160kW	302㎡/min/台 60㎡/min	平成21(2009)年 12月21日
14	中之島雨水ポンプ場	口径 900mm 口径 350mm	立軸斜流ポンプ2台 水中渦巻ポンプ1台	ディーゼルエンジン 120kW 電動機直結 18.5kW	107㎡/min/台 14㎡/min	平成22(2010)年 6月1日
15	有功雨水ポンプ場	口径 1,650mm 口径 500mm	立軸斜流ポンプ1台 立軸斜流ポンプ2台	ディーゼルエンジン 910kW 電動機直結 75kW	471㎡/min/台 37.8㎡/min/台	平成23(2011)年 8月1日
16	島橋雨水ポンプ場	口径 800mm	ポンプゲート2台	電動機直結 75kW	76.2㎡/min/台	平成30(2018)年 7月1日
17	和田川雨水簡易ポンプ場	口径 350mm	槽外形水中ポンプ3台	電動機直結 75kW	14㎡/min/台	令和2(2020)年 4月1日

【和歌山市の主な下水道施設位置図】

和歌山市の主な下水道施設位置図（污水）

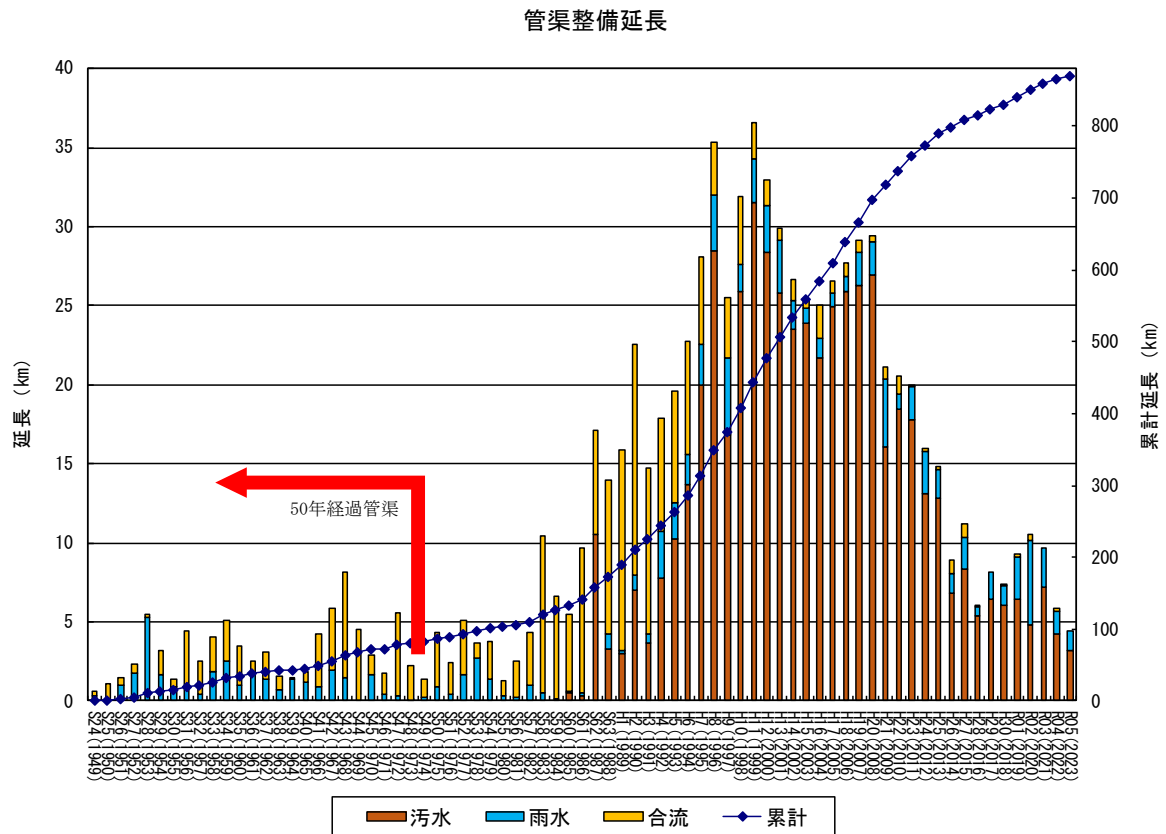


和歌山市の主な下水道施設位置図（雨水）



(2) 下水道施設の老朽化状況

令和5年度末時点での和歌山市内の管渠整備延長は870.9kmで、その内訳は汚水管渠が547.5km、雨水管渠が113.9km、合流管渠が209.5kmとなっています。下水道管渠は昭和24年から着手し、令和5年度末現在、初期に整備された約84kmの管渠が整備後50年を経過しています。市内では下水道管渠の影響による道路陥没事故も発生していることから、今後耐用年数を迎える管渠について、順次更新等の対応を行う必要があります。



処理場については最も古い施設が和歌川終末処理場で施設の経過年数は53年、次いで中央終末処理場が37年経過しているため、今後土木・建築設備を含めた改築更新等の対応が必要です。

また、ポンプ場は汚水中継ポンプ場が11か所、雨水ポンプ場が17か所供用しており、このうち施設の経過年数が30年を超えるポンプ場が17か所（汚水8か所、雨水9か所）、15～30年のポンプ場が7か所（汚水3か所、雨水4か所）あり、更新が必要な施設から順次対応を行う必要があります。なお、昭和47年度に供用開始した今福雨水ポンプ場は既に平成18年に改築工事が完了しています。

(3) 下水道施設の耐震化状況

整備年度が古く旧耐震基準で設計されているため、幹線管渠の管本体（マンホール含む）において耐震性能が無いものや処理場やポンプ場の土木施設に耐震性能が無い施設が多数存在しています。

特に既設管路の中で、処理場と災害対策本部施設や大規模な広域避難場所等の防災拠点をつなぐ管路や軌道や緊急輸送路等下の埋設管路などの重要な幹線管渠については、新耐震基準に適合させる耐震対策が急がれる状況にあります。

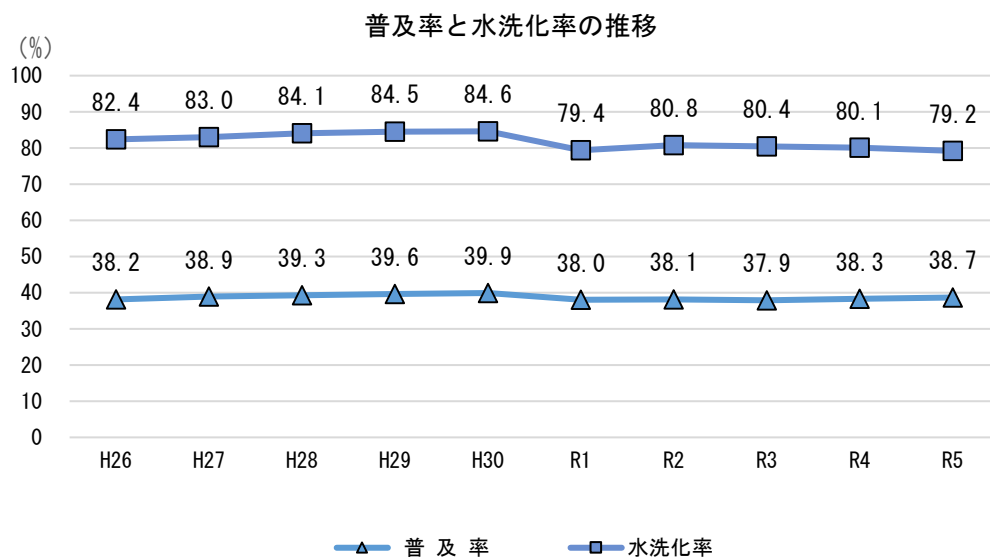
重要な幹線等の耐震化率

	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
耐震性能が確保されている延長(km)	22.9	26.8	31.8	34.2	36.3	36.8
重要な幹線等の延長(km)	149.6	151.1	154.1	155.1	157.0	157.5
耐震化率(%)	15.3	17.7	20.6	22.1	23.1	23.4

2 下水道の使用状況

(1) 下水道の普及率と水洗化率の推移

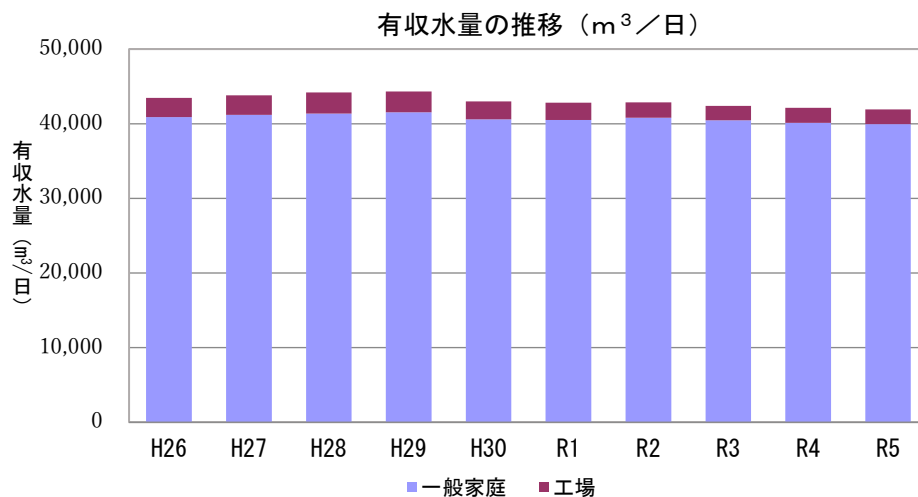
本市では、昭和47年から汚水整備を行ってきましたが、令和5年度末の普及率は38.7%と、全国平均や他県庁所在都市に比べ非常に低い状態となっています。また、普及率が低いため、処理場の施設能力に対して流入する汚水量が少なく、処理を行う単価が高くなっているのが現状であり、より効果的に下水道管渠整備（汚水）を進め、処理効率の向上を目指す必要があります。



※令和元年度普及率及び水洗化率の低下は、処理区域内人口を住民基本台帳と連動したためです

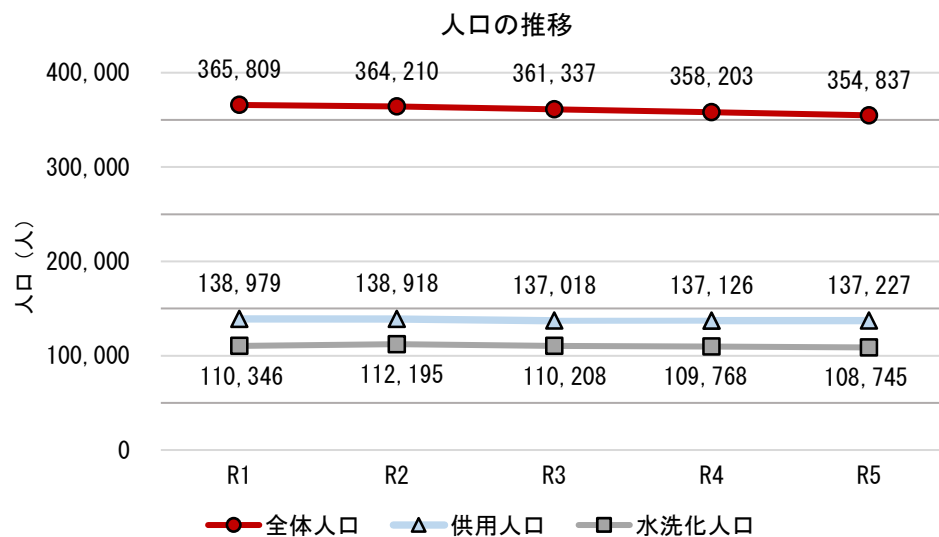
(2) 有収水量の推移

直近5年間では有収水量は減少傾向にあります



(3) 人口の推移

全体人口は減少傾向にあります。令和元年度以降で見ると供用人口は令和3年度までは減少し、令和4年度からは増加しています。水洗化人口は令和2年度に増加しましたが令和3年度以降減少が続いています。

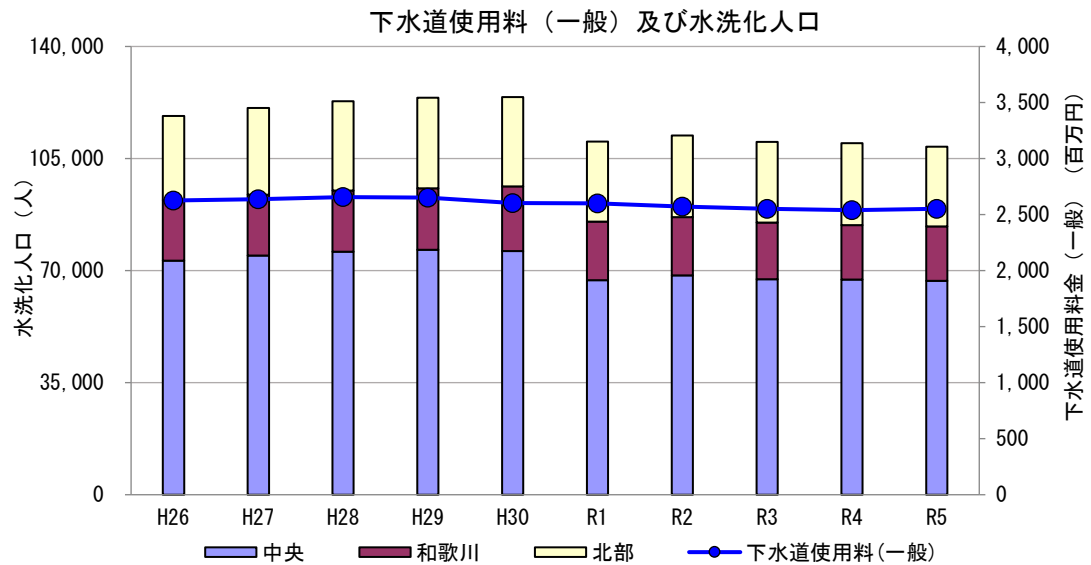


※令和元年度普及率及び水洗化率の低下は、処理区域内人口を住民基本台帳と連動したため

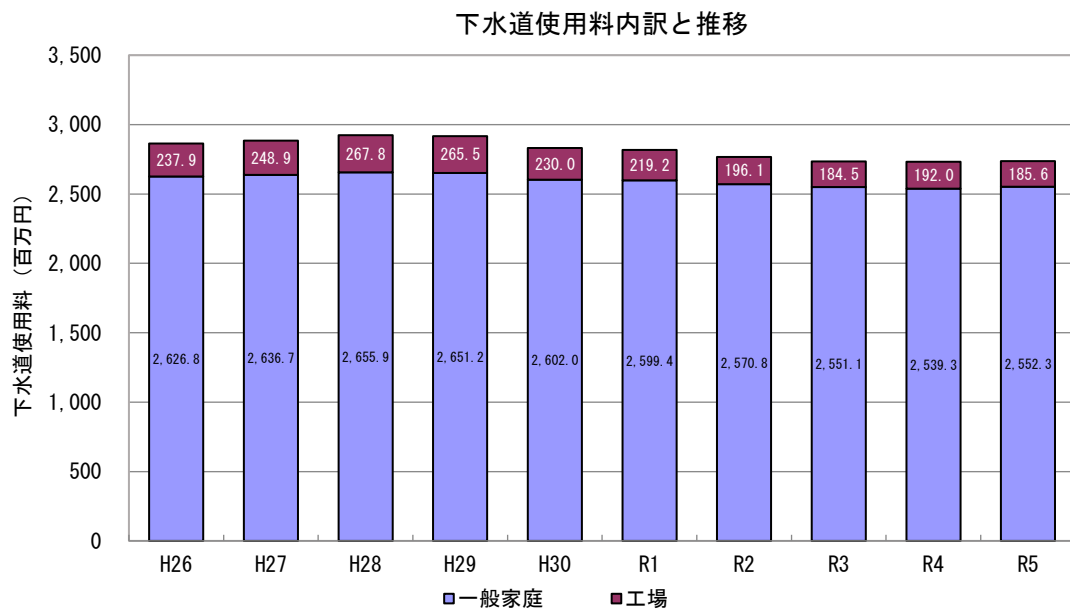
3 経営の状況

(1) 下水道使用料収入の推移

現在、下水道事業では水量ランク別使用料金体系を採用しています。下水道使用料は、節水機器の普及及び節水意識の高まり等により減少傾向でしたが令和5年度は増加しています。



区分別にみると、一般家庭分の使用料収入は減少傾向にあり、化学工場等の使用料収入は減少傾向ですが令和4年度は増加しています。

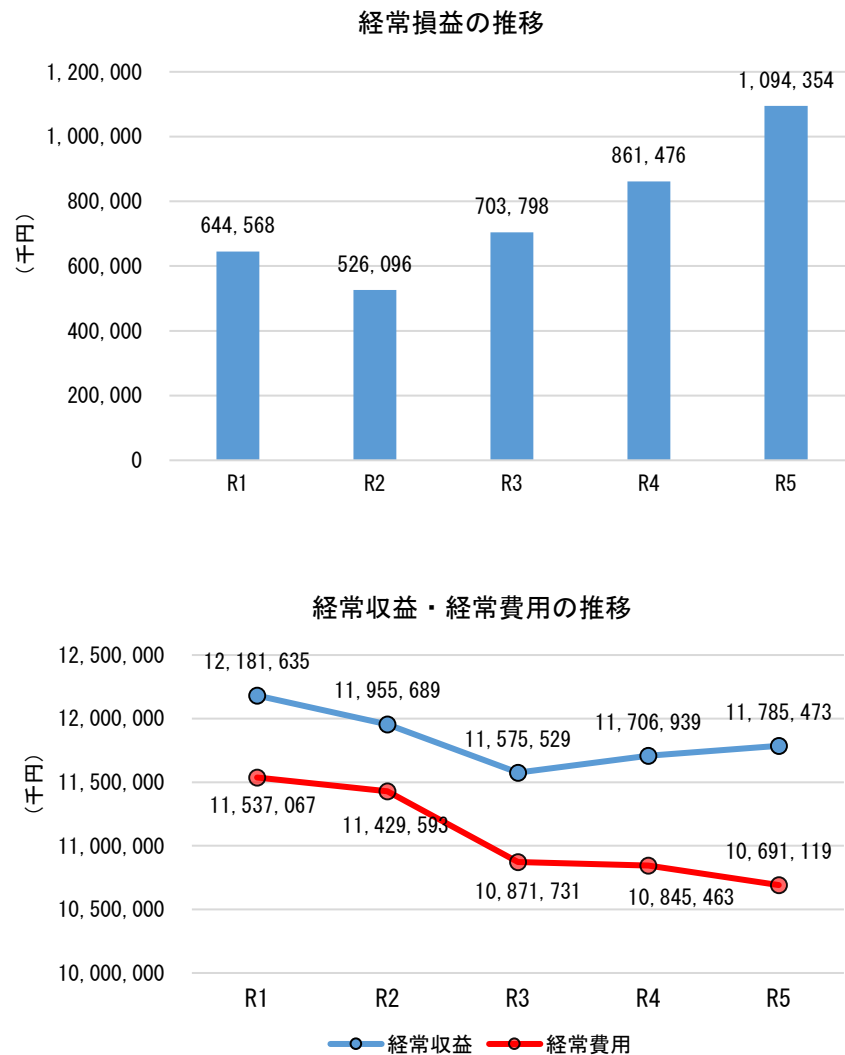


(2) 経常収支の推移

下水道使用料の減少に伴い、経常収益は減少傾向にあります。事業費及び人件費等の削減を行うことで経常経費を抑制し、経常損益は5年間黒字を維持しています。

経常収益は令和元年度と令和5年度を比較すると、約4.0億円(▲3.3%)減少しています。経常費用は令和元年度と令和5年度で約8.5億円(▲7.3%)減少しています。

経常収支比率は法適用企業における使用料や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄っているかを表す指標です。経常収支比率は単年度の収支が黒字であることを示す100%以上であることが必要とされています。経常収支比率は100%を超えており、経営改善の結果、中核市平均と同程度の水準を維持しています。

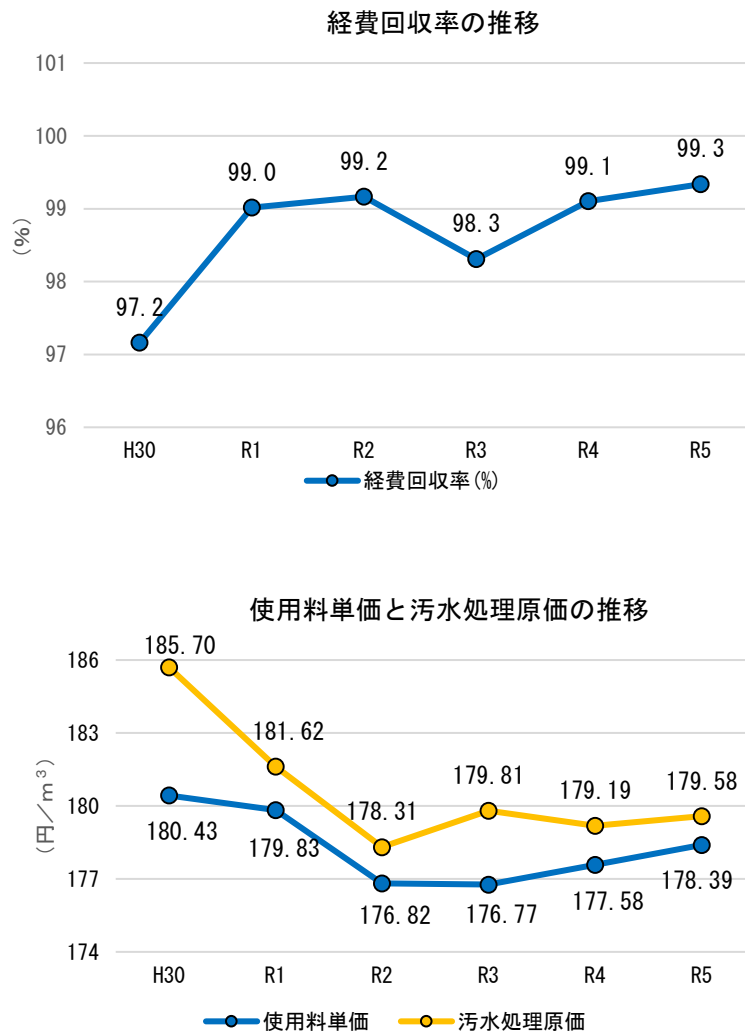


経常収支比率 (%)	算出方法	和歌山市 (令和5年度)	中核市平均 (令和5年度)
	経常収益／ 経常費用×100	110.2	107.2

(3) 経費回収率の推移（使用料単価、汚水処理原価）

経費回収率は使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表す指標です。本市においては、汚水処理原価が使用料単価を上回っており、汚水処理に必要な費用が使用料だけでは賄えていないことを示しています。地方公営企業法適用を開始した平成30年度から汚水処理原価の削減に努めたことで、経費回収率は開始当初の97.2%から99.3%まで上昇しました。

中核市平均と比較すると、汚水処理原価は29.56円/㎡高く、使用料単価は28.58円/㎡高くなっています。これは、本市の下水道事業が普及途上であるためと考えられます。



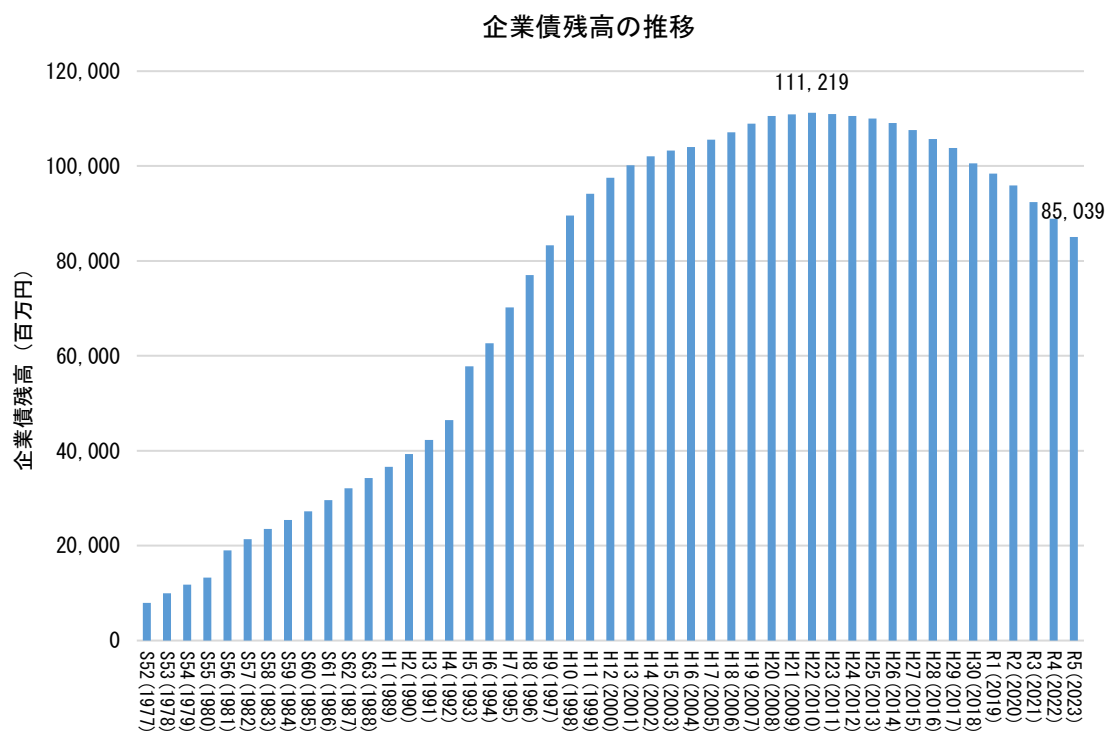
	汚水処理原価 (円/㎡) A	使用料単価 (円/㎡) B	料金回収率 (%) B/A
和歌山市 (令和5年度)	179.58	178.39	99.34
中核市平均 (令和5年度)	150.02	149.81	99.86

(4) 企業債残高の推移

企業債残高は、平成22年度の1,112億円をピークに減少しており、令和5年度は850億円となっています。

本市の下水道事業は未普及整備や浸水対策など、今後も建設投資を行う必要があり、さらに耐用年数を迎える下水道施設の更新の時期を迎えることから、その更新にも多大な資金が必要になるなど厳しい状況にあります。

処理人口1人当たりの企業債残高は中核市の中では最も高く、平均の3倍を上回っています。今後も普及率の向上に努め、処理人口を増やすとともに、企業債の発行を抑え、企業債残高の抑制に努めます。

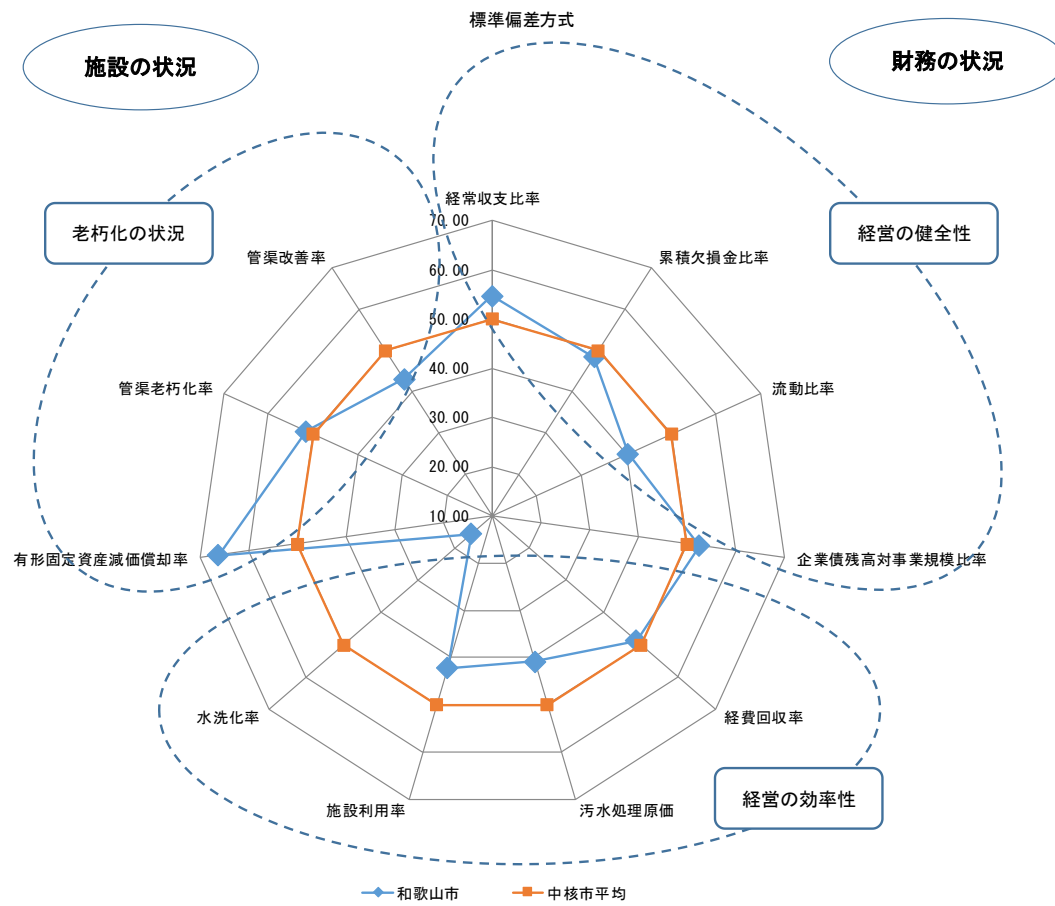


	和歌山市			中核市平均		
	企業債残高 (千円)	処理区域内 人口 (人)	処理人口1人 当たり企業債 残高 (千円)	企業債残高 (千円)	処理区域内 人口 (人)	処理人口1人 当たり企業債 残高 (千円)
平成30年度	100,540,296	146,753	685.1	60,611,345	313,764	193.2
令和5年度	85,039,395	137,227	619.7	51,614,445	305,254	169.1

(5) 経営指標の状況（中核市比較 令和5年度決算値）

分類	指標	算出式	和歌山市	中核市平均
経営の健全性	経常収支比率（％）	$\frac{\text{経常収益（営業収益＋営業外収益）}}{\text{経常費用（営業費用＋営業外費用）}} \times 100$	110.24	107.19
	累積欠損金比率（％）	$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{（営業収益＋受託工事収益）}} \times 100$	0.00	2.08
	流動比率（％）	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	25.88	103.62
	企業債残高対事業規模比率（％）	$\frac{\text{企業債残高－一般会計負担額}}{\text{営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金}} \times 100$	609.31	720.80
経営の効率性	経費回収率（％）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}} \times 100$	99.34	100.95
	汚水処理原価（円／㎡）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}}$	179.58	150.02
	施設利用率（％）	$\frac{\text{晴天時1日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	40.70	64.75
	水洗化率（％）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	79.24	95.17
老朽化の状況	有形固定資産減価償却率（％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	19.28	38.42
	管渠老朽化率（％）	$\frac{\text{法定耐用年数（50年）を超過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	9.65	10.71
	管渠改善率（％）	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.19

経営比較分析表の状況（中核市比較 令和5年度決算値）



第3章 下水道事業の効率化・健全化への取り組み

1 取り組みの概要

装置産業である下水道事業では、下水道施設や管渠の健全性を維持することが安定した事業を行うための前提条件となりますが、一方で、投資事業には多大な資金が必要になるため、その「投資試算」（投資事業にかかる費用の見通し）と「財源試算」（下水道使用料収入など財源の見通し）を均衡させることが、持続可能な下水道事業を実現するうえで非常に重要になります。

この投資事業に必要な財源を確保し、「投資試算」と「財源試算」を均衡させるためには、徹底した「下水道事業の効率化・健全化」に取り組み、事業運営にかかる経常的なコストの削減を進めることで「経営基盤の強化」を図るとともに、下水道施設の統廃合や投資の平準化など「投資の合理化」を進めることが必要となります。

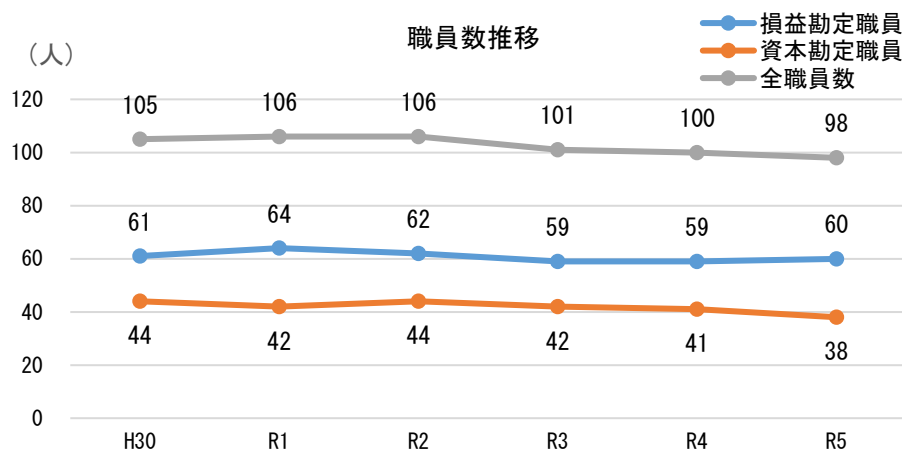
また、安定的な事業運営を行うためには、災害発生時に備えた「防災・安全対策にかかる取り組み」も重要となります。

基本施策	具体的施策
1 経営基盤強化にかかる取り組み	(1) 人員配置の適正化
	(2) 技術力の向上
	(3) 民間活力の利用促進
	(4) 下水道使用料以外の財源確保
	(5) 企業債の抑制
	(6) 資産の有効活用
	(7) 下水道使用料の見直しの検討
	(8) 下水汚泥の有効利用
	(9) 下水道事業におけるDXの推進
	(10) 広報広聴活動の充実
2 投資の合理化にかかる取り組み	(1) 広域化・共同化・最適化の検討
	(2) 投資の平準化
	(3) 民間活力の活用
3 防災・安全対策にかかる取り組み	災害対策の強化

2 経営基盤強化にかかる取り組み

(1) 人員配置の適正化

本市の公共下水道事業は、平成30年度の地方公営企業法の適用に伴い、企業局としての組織統合による事務の効率化等を図りました。今後も、熟練職員の退職、人口減少やニーズの多様化等社会情勢の変化及び災害・事故への対応力を確保しつつ、事業の進捗や施策方針等に応じた適正な人員配置を行い、合理的な組織体制の整備を図っていきます。



	損益勘定職員(人)	資本勘定職員(人)	職員合計(人)	損益勘定職員一人当たり有収水量(m ³ /人)
和歌山市 令和5年度	60	38	98	255,791
中核市平均 令和5年度	52	25	77	612,159

(主な取り組み事項)

- ・業務内容の見直しや精査による効率化・省力化
- ・業務量に見合った人員の適正化

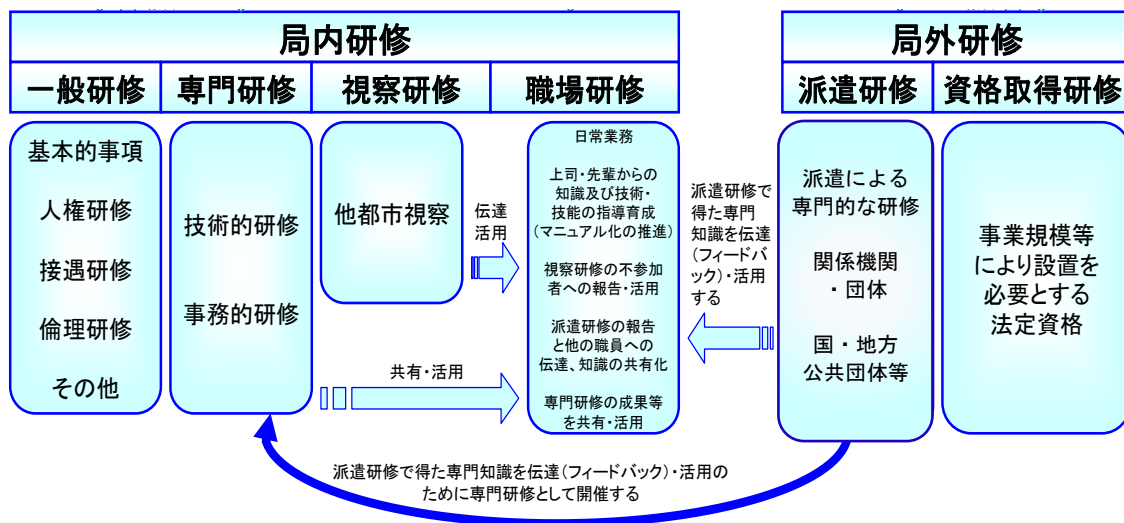
(2) 技術力の向上

熟練職員の退職や業務の外部委託を進める中で、依然として継続的に必要な未普及対策、未だ解消されていない大雨時の浸水地域への雨水整備、下水道施設の老朽化対策、巨大地震等に対する耐震対策などを行っていくために、技術と知識を着実に継承していくことが喫緊の課題となっています。

こうした課題を克服するために、職員研修の充実や技術・知識等のマニュアル化の促進など職員の資質向上と着実な技術継承に努めていきます。

(主な取り組み事項)

- ・退職者の再雇用による後進育成の機会増加
- ・メンター制度による新規採用職員の早期育成及び若手職員の指導力強化
- ・技術や経験知識を持った職員による実地を取り入れた局内技術研修や実技を伴う研修への参加
- ・突発的事故や災害等が起こった際の対応マニュアルの整備



(3) 民間活力の利用促進

現在、下水道事業では終末処理場及びポンプ場の運転管理を民間委託しています。令和5年度には、中央終末処理場汚泥処理施設改築事業を設計・施工及び、小規模な修繕と汚泥処理施設の定期修繕を含めた処理場全体の運転管理を合わせ、より経費削減効果が期待できるDBO方式で発注しています。契約期間は令和5年度から令和9年度までです。今後についても、効率化が可能な範囲とその効果を検討し、業務の効率化を継続して推進していきます。さらなる民間委託の導入や民間活力の有効利用については、危機管理体制の維持、適正な人員配置及びコスト削減効果等を十分考慮した上で検討します。

中央終末処理場汚泥焼却設備改築工事スケジュール

	R4	R5	R6	R7	R8	R9
発注準備	→					
公募・選定		→				
設計		→				
施工			→ 汚泥処理設備	→ 付帯設備	→	→
運転管理				→	→	→

(4) 下水道使用料以外の財源確保

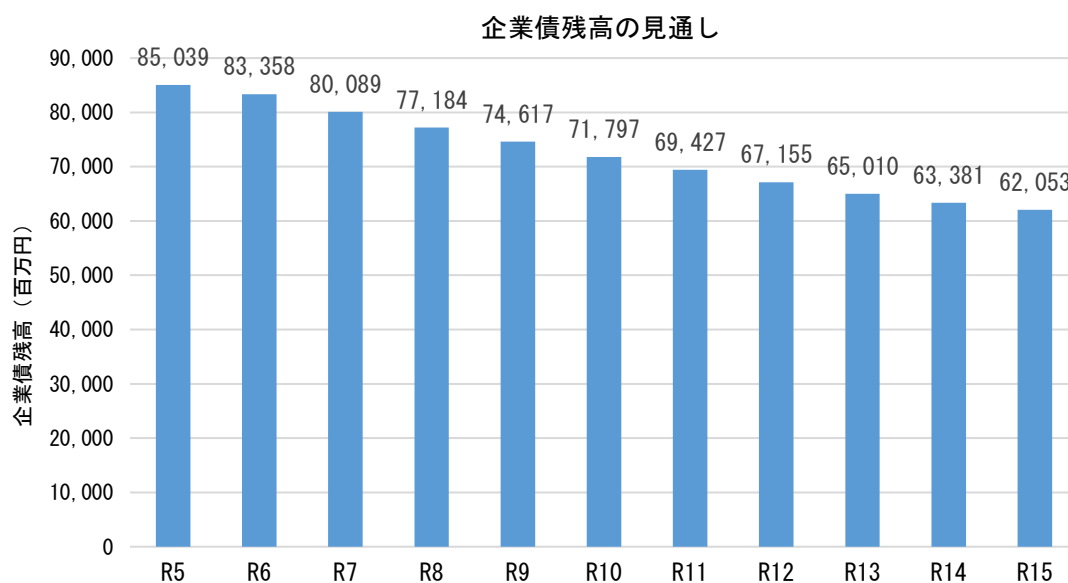
下水道事業では今後、未普及対策、浸水対策、下水道施設の老朽化対策、巨大地震等に対する耐震対策などを継続的に行っていく必要があります。これらの多額の費用を確保するためには、国庫補助金等の財源確保が不可欠であるため、引き続き補助金及び交付金にかかる要件の緩和、並びに、財政支援の拡充を要望し、財源の確保に努めます。

(5) 企業債の抑制

企業債は、当該施設の利用者と将来世代との負担の公平化を図るために有効な資金調達の手段となりますが、その償還は将来の使用料収入を原資として償還するものであるため、人口減少に伴う使用料収入の減少等が見込まれる中では、1人あたりの企業債残高や償還額等に留意した世代間負担の公平化を図ることや、経営健全化の観点から企業債償還にかかる利息負担の抑制を図ることが重要です。

本市は処理人口1人当たりの企業債残高が高く、これまでも企業債の新規発行額を一定の範囲内に抑制し、後年度の負担軽減を図ってきました。今後も、これまでと同様に企業債残高を抑制し、適正な処理人口1人当たりの企業債残高の水準を目指します。

	R5年度	前期目標 R10年度末	後期目標 R15年度
処理人口1人当たり 企業債残高(千円)	619.7	523.2	452.2



(6) 資産の有効活用

現在、中央終末処理場屋上にスポーツ広場を設置し、利用料金を徴収しています。

また、有効活用できる土地等について、他の施設への転用、処分等効果的な資産の活用に努めます。

(7) 下水道使用料の見直しの検討

将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、可能な限り使用料収入によって汚水処理にかかる費用を回収する必要があります。このため、投資の合理化や経営基盤強化の取り組みを推進し、その財源確保に努めます。また、5年ごとに下水道使用料の見直しの検討を行います。

(8) 下水汚泥の有効利用

現在、下水汚泥は焼却処分を行っていますが、今後、下水汚泥からエネルギー回収による発電利用や汚泥肥料化に向けた事業スキームを検討します。

(9) 下水道事業におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

下水道事業におけるDXとは、下水道事業が抱える課題や社会経済情勢の変化に伴う新たな要請への対応を見据え、データとデジタル技術の活用基盤を構築し、さらに、これを徹底活用することで、業務そのものや、組織、プロセスを変革し、下水道の持続と進化を実現させることにより、国民の安全で快適な生活を実現することです。

本市では、新設ポンプ場は監視及び運転の遠隔化を可能とすることで、現場作業員の削減及び安全性の確保を図ります。また、維持管理にかかる効率的な運営のため、下水道施設の運転管理及び点検にAI導入の検討を進めます。

(10) 広報活動の実施

市民の皆様に下水道事業についての理解を深めていただくため、毎年9月10日の「下水道の日」に合わせた広報活動を行うとともに、出前講座において主に小学生を対象に、下水道の基礎的な内容及び概要を紹介しています。

また、マンホールを通じて本市の公共下水道事業に対して興味・関心を持っていただくためマンホールカードの配布も行っています。

3 投資の合理化にかかる取り組み

投資の合理化・効率化を図る上で、適切な污水处理施設の選択や施設の統廃合などの「広域化等」やコンセッションを含むPPP／PFI方式や包括的民間委託などの「民間活用」を抜本的な改革として位置づけ、取り組むことが必要とされていることから、以下のような検討を行う必要があります。

(1) 広域化・共同化・最適化の検討

(主な取り組み事項)

- ・污水处理適正化構想に基づき、合併処理浄化槽や集落排水施設等他の污水处理施設整備と連携を図りながら効率的・効果的な整備手法を検討し、事業を進めます。
- ・中央終末処理場と和歌川終末処理場の統廃合を検討します。

(2) 投資の平準化

(主な取り組み事項)

- ・ストックマネジメント計画に基づき、改築・更新の必要性の高い管渠・施設の改築・更新の検討を行います。

(3) 民間活力の活用

(主な取り組み事項)

- ・現在、中央終末処理場を対象に経費の縮減や施設改築の効率化を図るため、民間の創意工夫等を活用した官民連携事業を導入しています。コンセッション方式やコンセッション方式に準じた維持管理と更新が一体となった長期契約型の官民連携方式（ウォーターPPP）導入の検討を行っていきます。

4 防災・安全対策にかかる取り組み

下水道は汚水の排除・処理による公衆衛生の確保、雨水の排除による浸水の防除、汚濁負荷削減による公共用水域の水質保全等、住民の生活、社会経済活動を支える根幹的社会基盤です。もし大規模地震等で下水道がその機能を果たすことができなくなった場合には、トイレが使用できなくなるなど住民の生活に大きな影響を与えるとともに、汚水の滞留や未処理下水の流出による公衆衛生被害の発生や雨水排除機能の喪失による浸水被害の発生など、住民の生命・財産にかかる重大な事態を生じるおそれがあります。

また、本市は南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されており、中央構造線断層帯も市北部を横断しています。なお、想定されている地震は、東海・東南海・南海3連動地震でマグニチュード8.7、南海トラフ巨大地震でマグニチュード9.1、中央構造線の地震でマグニチュード8.0となっています。

本市の公共下水道施設は、3か所の処理場施設、28か所のポンプ場施設が建設されており、また管渠施設は令和5年度末で全長約871kmあります。なかでも和歌川・中央両終末処理場など初期に整備された施設は建設後、相当年数を経過しており、現在定められている耐震基準を満たしていないものもあります。さらに本市は、軟弱な地盤の上に市街地が形成されており、地震時には広範囲において液状化の発生が想定されています。

そこで、本市下水道施設の地震対策として、下水道施設を構造面から耐震化する防災対策を計画的に実施していく必要があります。そのため和歌山市下水道総合地震対策計画を策定し、順次耐震化を進めていますが、これには大変多くの費用と年月を必要とします。

一方、大規模地震はいつ発生してもおかしくない状況ともいわれています。そこで大規模地震、津波及び水害による浸水により下水道施設等が被災した場合でも下水道が果たすべき機能を維持・回復させることを目的として、和歌山市企業局BCP—下水道編—を策定しています。今後、BCPの維持改善計画に従って、最新性を保ちつつ、レベルアップを図っていき、来るべき大規模地震に備えていきます。

(主な取り組み事項)

- ・下水道施設の耐震化の推進
- ・和歌山市下水道BCPの策定

第4章 投資計画

1 汚水整備

(1) 汚水面整備計画

汚水面整備に係る整備面積および投資額

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
整備面積 (ha)	16	18	21	16	13	14	13	14	16	20
汚水面整備 工事費(百万円)	1,277	1,310	1,487	1,124	915	979	954	1,019	1,170	1,440

汚水の面整備については年間平均約11.7億円の整備費を盛り込んでいます。投資コストの縮減や水洗化率の向上が図れるよう、整備効率がよく接続率が高く見込める人口密度の高い地区を優先し、計画的に整備します。

(2) その他整備

汚水整備のうち面整備を除く幹線管渠整備・施設の改築更新・長寿命化及び耐震対策等については、建設改良費の総額を考慮したうえで、整備を推進していきます。

2 雨水整備

雨水整備については時間雨量50ミリに対応した浸水対策を行い、引き続き松江、中島川及び亀の川第2排水区の管渠・ポンプ場の整備に加え、湊南第2及び有功雨水ポンプ場における施設の増設・更新に取り組みます。

3 今後10年間の投資額

汚水整備、雨水整備への投資額を踏まえた建設投資額の総額は以下のとおりです。

建設投資総額の推移

(百万円)

年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
汚水管整備事業費	1,493	1,745	1,687	1,322	1,101	1,168	1,144	1,206	1,364	1,644
雨水管整備事業費	523	1,158	419	789	782	790	821	823	820	820
雨水ポンプ場整備事業費	739	801	1,622	1,634	1,189	824	683	255	76	0
改築事業費	1,681	1,713	1,847	1,676	2,072	2,595	2,548	2,639	3,023	2,805
合計	4,436	5,417	5,575	5,421	5,144	5,377	5,196	4,923	5,283	5,269

未普及対策に加え、改築・更新工事や、老朽化対策で建設改良費の増加が見込まれますが、日常の点検・調査による予防保全型による維持管理を進めていくとともに、下水道施設全体の老朽化に対する長期予測を踏まえたストックマネジメント計画に基づく改築・更新を実施していくことで下水道施設に対する投資の平準化を図ってまいります。

その結果、汚水・雨水事業への令和6年度から令和15年度までの10年間で建設投資額を約520億円と見込んでいます。

また、令和2年度に策定した下水道ストックマネジメント計画に基づく改築・更新工事や、雨水整備に多額の建設改良費が必要となるため、各事業の進捗を踏まえ、投資について適宜見直しを行います。

第5章 財政計画

1 財政計画の前提条件

財政計画における収益的収支及び資本的収支算定の考え方は以下のとおりです。

(1) 収益的収入

料金収入	人口減少がある一方、污水管渠の整備途上で普及率の上昇が見込まれるので、令和7年度以降は令和6年度当初予算額と同等としています。
その他（営業収益）	雨水にかかる維持管理経費及び資本費（減価償却費＋利子支払額）に対する繰入金を見込み、算出しています。
他会計補助金	水質規制、普及対策、不明水対策、高度処理対策（脱色）、分流式下水道に要する経費等にかかる経費に対する繰入金を見込み、算出しています。
その他補助金	水洗便所改造助成、浄化槽雨水貯留施設転用、災害用資機材購入に対する国庫補助金を見込み、算出しています。
長期前受金戻入	既取得資産分に、今後補助金等を財源として取得が想定される資産分を合算し、算出しています。
その他（営業外収益）	土地・電柱敷等の使用料や下水道協会事務負担金等を見込み、算出しています。

(2) 収益的支出

職員給与費	計画職員数に基づき、算出しています。
経費（動力費、修繕費、材料費、その他）	過去の実績等に基づき、上昇率等を加味し、算出しています。
減価償却費	既取得資産分に、今後の事業計画に基づき取得が想定される資産分を合算し、算出しています。
支払利息	既借入分に、今後の事業計画に基づき借入を行う部分を合算し、算出しています。
その他（営業外費用）	予備費と雑支出を見込み、算出しています。

(3) 資本的収入

企業債	事業計画に基づき、算出しています。
うち資本費平準化債	減価償却費と元金償還金を見込み、その差額分として算出しています。
他会計補助金	分流式下水道に係る用地元金分の元金償還金等を見込み、算出しています。
他会計負担金	雨水の用地元金分と雨水にかかる建設一般財源分を見込み、算出しています。
国補助金	事業計画に基づき、算出しています。
工事負担金	受益者負担金、受益者分担金、工事負担金（ガス・電気等）の収入を見込み、算出しています。

(4) 資本的支出

建設改良費	事業計画に基づき、算出しています。
職員給与費	計画職員数に基づき、算出しています。
企業債償還金	既発債の償還予定額及び今後発行予定の建設企業債、資本費平準化債の発行予定額を見込み、算出しています。
他会計長期借入返還金	工業用水道事業会計からの借入に対する償還金を見込み、算出しています。
その他	国庫補助金消費税相当額を次年度で精算する分等を見込み、算出しています。

2 財政計画

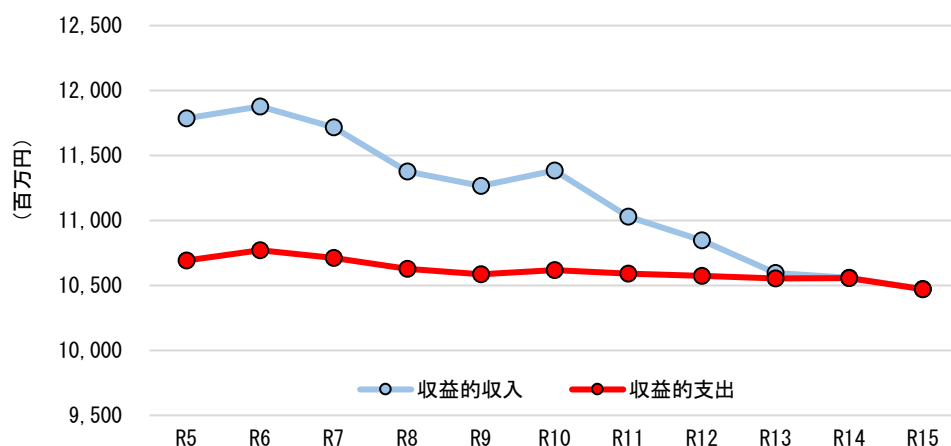
(1) 財政状況の見通し

令和5年度と令和15年度を比較すると、収益的収入については、13.1億円（▲11.1%）減少する見通しとなっています。収益的収入の減少の主な理由は、一般会計からの繰入金の減少です。

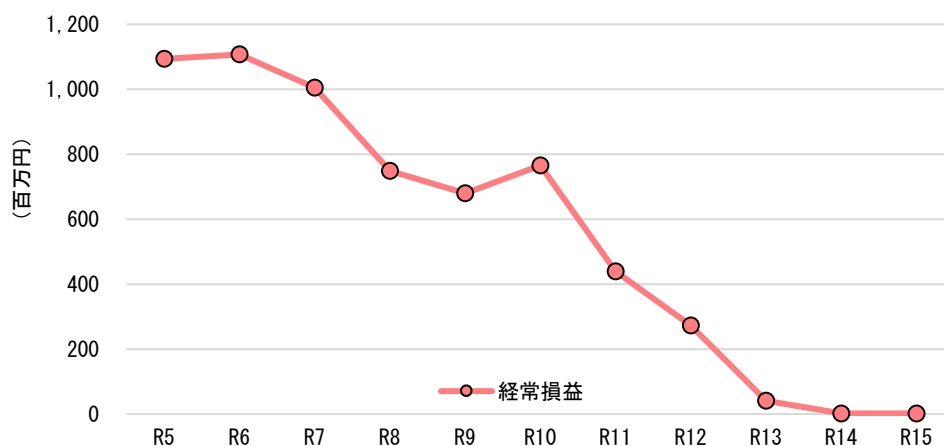
収益的支出については、2.2億円（▲2.1%）減少する見通しとなっています。収益的支出の減少の主な理由は、企業債利息の減少です。

経常損益については、減少する見通しとなっています。経常損益の減少の主な理由は、企業債償還額の減少により収益的収入の一般会計からの繰入金が減少するためです。

収益的収入及び支出の見通し

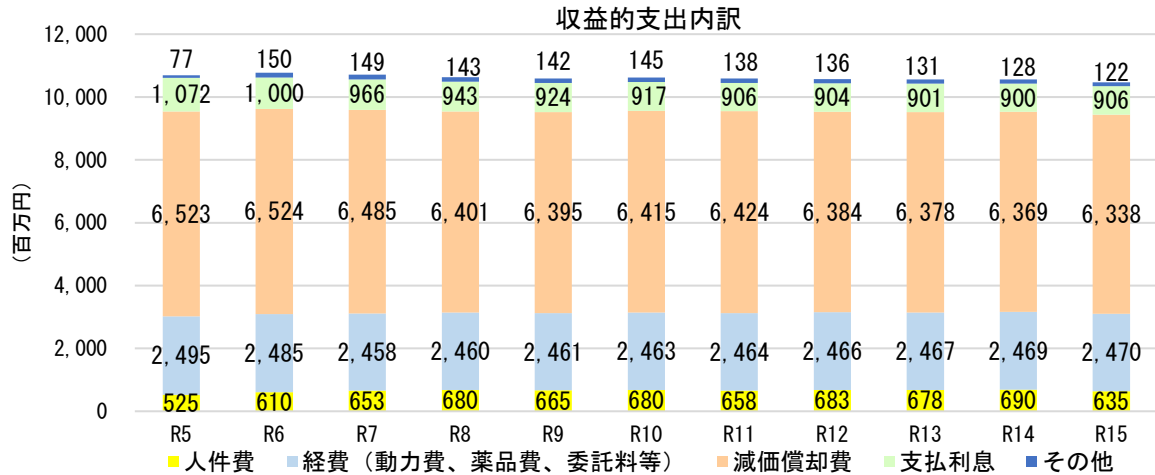


経常損益の見通し



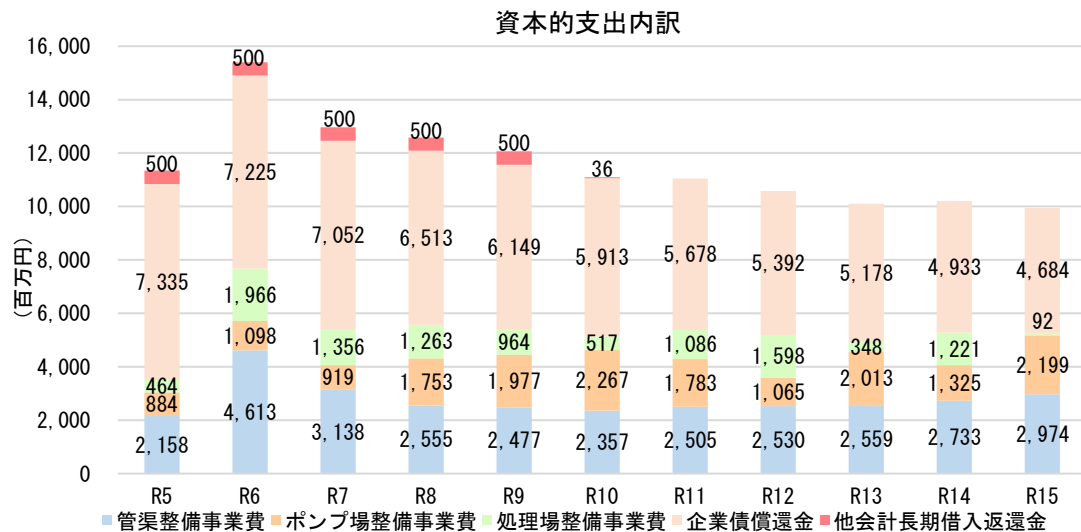
(2) 収益的支出の内訳

収益的支出は令和5年度と令和15年度を比較すると、支払利息と減価償却費は減少し、経費は横ばい傾向、人件費は増加傾向になります。支払利息の減少の影響が最も大きく、収益的支出全体では減少傾向となります。



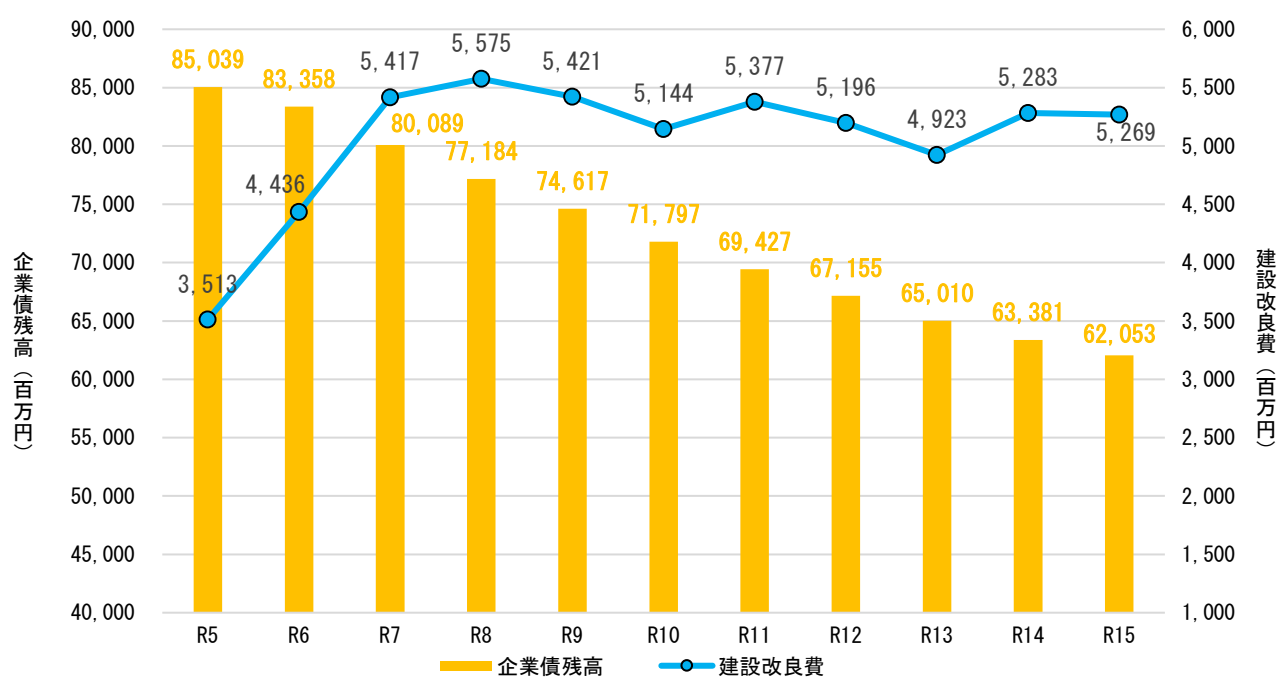
(3) 資本的支出の内訳

資本的支出は令和5年度から令和15年までの期間は、毎年110億円から150億円程度となる見通しです。支出のうち企業債償還金が半分以上を占めており、令和5年度の企業債償還金は約73.4億円ですが、企業債発行の抑制を行うことで、令和15年度には46.8億円まで減少する見通しです。



(4) 建設改良費及び企業債残高の見通し

建設改良費の今後の見通しについては、令和6年度から令和15年度までの間で約520億円を見込んでいます。企業債残高については、令和5年度から令和15年度までの間で229.9億円(▲27.0%)減少し、令和15年度末の企業債残高は620.5億円になる見込みです。



※表中、令和6年度建設改良費は前年度の繰越分を含んでいません。

(5) 収益的収支

区 分		(単位:千円, %)					
		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
収 入	1. 営 業 収 益 (A)	5,931,932	6,016,853	6,352,927	6,235,998	6,289,241	6,495,918
	(1) 料 金 収 入	2,737,882	2,815,016	2,815,016	2,815,016	2,815,016	2,815,016
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)						
	(3) そ の 他	3,194,050	3,201,837	3,537,911	3,420,982	3,474,225	3,680,902
	2. 営 業 外 収 益	5,853,541	5,860,772	5,364,484	5,139,835	4,977,606	4,888,155
	(1) 補 助 金	3,201,308	3,202,993	2,795,468	2,649,134	2,527,541	2,461,504
	他 会 計 補 助 金	3,199,983	3,201,493	2,793,968	2,647,634	2,526,041	2,460,004
	そ の 他 補 助 金	1,325	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	2,647,690	2,653,610	2,564,847	2,486,532	2,445,896	2,422,482
	(3) そ の 他	4,543	4,169	4,169	4,169	4,169	4,169
	入 収 入 計 (C)	11,785,473	11,877,625	11,717,411	11,375,833	11,266,847	11,384,073
	1. 営 業 費 用	9,542,256	9,620,023	9,596,255	9,540,391	9,521,246	9,557,850
	(1) 職 員 給 与 費	524,865	610,327	652,908	679,703	665,444	680,365
	基 本 給 与 費	256,530	272,120	276,157	284,231	284,231	292,305
	退 職 給 付 費	68,987	106,760	116,036	127,782	113,523	113,396
	そ の 他	199,348	231,447	260,715	267,689	267,689	274,664
	(2) 経 費	2,494,618	2,485,308	2,458,135	2,459,880	2,461,192	2,462,970
	動 力 費	533,318	503,949	504,957	505,967	506,979	507,993
	修 繕 費	31,112	21,362	21,383	21,404	21,425	21,446
	材 料 費	35,862	30,809	30,809	30,809	30,809	30,809
	そ の 他	1,894,326	1,929,188	1,900,986	1,901,700	1,901,979	1,902,722
	(3) 減 価 償 却 費	6,522,773	6,524,388	6,485,212	6,400,809	6,394,611	6,414,515
	2. 営 業 外 費 用	1,148,863	1,150,689	1,115,267	1,086,521	1,065,953	1,061,587
	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 諸 費	1,071,936	1,000,381	966,475	943,315	924,198	916,849
	(2) そ の 他	76,927	150,308	148,792	143,206	141,755	144,738
	出 支 出 計 (D)	10,691,119	10,770,712	10,711,522	10,626,912	10,587,199	10,619,437
	支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)	1,094,354	1,106,913	1,005,889	748,921	679,648	764,636
	特 別 利 益 (F)	10					
	特 別 損 失 (G)	127	1,864	1,864	1,864	1,864	1,864
	特 別 損 益 (F)-(G) (H)	△ 117	△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864
	当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H) (I)	1,094,237	1,105,049	1,004,025	747,057	677,784	762,772
	繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
	流 動 資 産 (J)	2,604,835	907,042	1,301,648	1,429,720	1,075,390	1,151,046
	う ち 未 収 金	573,878	481,875	308,473	322,060	347,894	338,349
	流 動 負 債 (K)	10,063,382	8,544,850	7,337,365	7,014,674	6,276,265	6,048,272
	う ち 一 時 借 入 金	1,000,000	300,089				
	う ち 企 業 債	7,224,507	7,052,419	6,512,556	6,149,119	5,912,841	5,678,013
	う ち 未 払 金	1,262,499	567,328	247,582	247,873	248,165	248,457
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)							
地方財政法施行令第15条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (L)		719,135	585,389				
営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)		5,931,932	6,016,853	6,352,927	6,235,998	6,289,241	6,495,918
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)		12.12%	9.73%				
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (N)							
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (P)							
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)							

(単位:千円, %)

年 度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分						
収 入 益 的 収 入 支 出	1. 営 業 収 益 (A)	6,503,081	6,619,293	6,600,167	6,631,530	6,569,392
	(1) 料 金 収 入	2,815,016	2,815,016	2,815,016	2,815,016	2,815,016
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	(3) そ の 他	3,688,065	3,804,277	3,785,151	3,816,514	3,754,376
	2. 営 業 外 収 益	4,525,477	4,226,770	3,995,804	3,926,323	3,903,592
	(1) 補 助 金	2,139,921	1,926,429	1,725,233	1,521,656	1,312,855
	他 会 計 補 助 金	2,138,421	1,924,929	1,723,733	1,520,156	1,311,355
	そ の 他 補 助 金	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	2,381,387	2,296,172	2,266,402	2,400,498	2,586,568
	(3) そ の 他	4,169	4,169	4,169	4,169	4,169
	収 入 計 (C)	11,028,558	10,846,063	10,595,971	10,557,853	10,472,984
	1. 営 業 費 用	9,545,522	9,532,848	9,522,751	9,528,693	9,443,255
	(1) 職 員 給 与 費	657,980	682,879	677,778	690,493	634,596
	基 本 給 与 費	284,231	292,305	292,305	300,379	300,379
	退 職 給 付 費	106,059	115,910	110,809	108,476	52,579
	そ の 他	267,689	274,664	274,664	281,638	281,638
	(2) 経 費	2,463,865	2,465,677	2,467,055	2,468,900	2,470,310
	動 力 費	509,009	510,027	511,047	512,069	513,093
	修 繕 費	21,467	21,488	21,509	21,531	21,553
	材 料 費	30,809	30,809	30,809	30,809	30,809
	そ の 他	1,902,580	1,903,353	1,903,690	1,904,491	1,904,855
	(3) 減 価 償 却 費	6,423,677	6,384,292	6,377,919	6,369,300	6,338,349
	2. 営 業 外 費 用	1,044,344	1,039,897	1,032,710	1,027,296	1,027,865
	(1) 支 払 利 息 及 び 企 業 債 諸 費	906,277	903,894	901,382	899,622	905,939
	(2) そ の 他	138,067	136,003	131,328	127,674	121,926
	支 出 計 (D)	10,589,866	10,572,745	10,555,461	10,555,989	10,471,120
支 経 常 損 益 (C)-(D) (E)		438,692	273,318	40,510	1,864	1,864
特 別 利 益 (F)						
特 別 損 失 (G)		1,864	1,864	1,864	1,864	1,864
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864	△ 1,864
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		436,828	271,454	38,646	0	0
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)						
流 動 資 産 (J)		1,212,823	1,329,026	1,396,231	1,503,125	1,555,998
流 動 負 債 (K)		357,661	352,365	345,495	376,906	386,723
流 動 負 債 一 時 借 入 金		5,717,837	5,547,846	5,261,527	5,010,632	4,745,649
流 動 負 債 一 時 借 入 金		5,391,860	5,177,679	4,933,086	4,683,774	4,394,789
流 動 負 債 一 時 借 入 金		248,750	249,043	249,337	249,631	249,926
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)						
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)						
営 業 収 益 一 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		6,503,081	6,619,293	6,600,167	6,631,530	6,569,392
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)						
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)						
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)						
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)						
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)						

(6) 資本的収支

(単位:千円)

年 度		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分							
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	3,507,700	5,543,500	3,783,100	3,607,700	3,581,500	3,093,700
	うち 資本 費 平 準 化 債	1,498,100	1,250,400	736,100	610,800	231,900	
	2. 他 会 計 出 資 金						
	3. 他 会 計 補 助 金	682,026	649,098	879,231	862,435	849,167	374,397
	4. 他 会 計 負 担 金	748,625	765,028	896,260	894,287	869,230	822,484
	5. 他 会 計 借 入 金						
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,416,735	2,522,140	2,149,480	2,221,885	1,818,498	1,729,249
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金						
	8. 工 事 負 担 金	89,936	78,445	90,854	85,605	47,295	47,295
	9. そ の 他	1,000,000		1,000,000		36,155	
	計 (A)	7,445,022	9,558,211	8,798,925	7,671,912	7,201,845	6,067,124
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	485,095					
	純 計 (A)-(B) (C)	6,959,927	9,558,211	8,798,925	7,671,912	7,201,845	6,067,124
	1. 建 設 改 良 費	3,513,034	7,680,540	5,416,958	5,574,630	5,421,262	5,144,433
	うち 職 員 給 与 費	290,483	270,747	263,001	266,874	266,874	266,874
	2. 企 業 債 償 還 金	7,334,988	7,224,508	7,052,419	6,512,556	6,149,119	5,912,841
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	36,155
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金						
	5. そ の 他						
	計 (D)	11,348,022	15,405,048	12,969,377	12,587,186	12,070,381	11,093,429
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)		5,388,095	5,846,837	5,170,452	4,915,274	4,904,691	5,026,305
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,895,767	3,909,454	4,677,220	3,667,309	3,889,442	4,087,023
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	1,021,045	1,084,852	257,170	1,004,025	747,057	677,784
	3. 繰 越 工 事 資 金	342,007	485,095				
	4. そ の 他	129,276	367,436	236,062	243,940	268,192	261,498
計 (F)		5,388,095	5,846,837	5,170,452	4,915,274	4,904,691	5,026,305
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)							
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)		1,000,000	500,000	1,000,000	500,000	36,155	
企 業 債 残 高 (H)		85,039,395	83,358,387	80,089,068	77,184,212	74,616,593	71,797,452

○他会計繰入金

年 度		令和5年度 (決算)	令和6年度 (予算)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
区 分							
収 益 的 収 支 分		6,368,496	6,377,404	6,305,953	6,042,690	5,974,340	6,114,980
	うち 基 準 内 繰 入 金	5,674,747	5,777,483	6,040,684	5,656,443	5,646,665	5,995,380
	うち 基 準 外 繰 入 金	693,749	599,921	265,269	386,247	327,675	119,600
資 本 的 収 支 分		1,430,651	1,414,126	1,775,491	1,756,722	1,718,397	1,196,881
	うち 基 準 内 繰 入 金	884,640	879,291	1,007,398	988,629	950,304	892,633
	うち 基 準 外 繰 入 金	546,011	534,835	768,093	768,093	768,093	304,248
合 計		7,799,147	7,791,530	8,081,444	7,799,412	7,692,737	7,311,861

(単位:千円)

年 度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分						
資 本 的 収 入 支 出	1. 企 業 債	3,307,200	3,119,800	3,032,900	3,304,600	3,355,200
	うち 資 本 費 平 準 化 債					
	2. 他 会 計 出 資 金					
	3. 他 会 計 補 助 金	322,460	305,048	294,338	287,074	280,113
	4. 他 会 計 負 担 金	772,235	720,333	686,629	618,728	569,845
	5. 他 会 計 借 入 金					
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	1,843,144	1,759,674	1,624,814	1,697,004	1,651,874
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金					
	8. 工 事 負 担 金	47,295	47,295	47,295	47,295	47,295
	9. そ の 他					
	計 (A)	6,292,334	5,952,150	5,685,976	5,954,701	5,904,327
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)					
	純 計 (A)-(B) (C)	6,292,334	5,952,150	5,685,976	5,954,701	5,904,327
	1. 建 設 改 良 費	5,377,443	5,196,373	4,923,285	5,282,860	5,268,704
	うち 職 員 給 与 費	270,747	270,747	270,747	270,747	270,747
	2. 企 業 債 償 還 金	5,678,013	5,391,860	5,177,679	4,933,086	4,683,774
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金					
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金					
	5. そ の 他					
	計 (D)	11,055,456	10,588,233	10,100,964	10,215,946	9,952,478
	資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	4,763,123	4,636,083	4,414,988	4,261,245	4,048,151
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	3,726,346	3,932,746	3,888,709	3,940,156	3,761,781
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	762,772	436,828	271,454	38,646	
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他	274,004	266,509	254,825	282,443	286,370
	計 (F)	4,763,123	4,636,083	4,414,988	4,261,245	4,048,151
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)						
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)						
企 業 債 残 高 (H)		69,426,639	67,154,579	65,009,800	63,381,314	62,052,740

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分						
収 益 的 収 支 分		5,800,560	5,703,280	5,482,958	5,310,744	5,039,805
	うち 基 準 内 繰 入 金	5,681,888	5,693,313	5,455,129	5,310,744	5,039,805
	うち 基 準 外 繰 入 金	118,672	9,967	27,829		
資 本 的 収 支 分		1,094,695	1,025,381	980,967	905,802	849,958
	うち 基 準 内 繰 入 金	826,602	757,288	712,874	637,709	581,865
	うち 基 準 外 繰 入 金	268,093	268,093	268,093	268,093	268,093
合 計		6,895,255	6,728,661	6,463,925	6,216,546	5,889,763

第6章 下水道使用料の見直し

1 現行の使用料制度

(1) 本市の使用料制度

本市では、現在、水量ランク別使用料体系を採用しています。現行の下水道使用料は、平成24年4月1日に改定を行ったものです。(消費税率変更にかかる改定は除く。)

基本料金 1か月当たり、消費税含む

区分	排除汚水量	金額
一般 汚水	10立方メートルまで	1,247.4円

超過料金（1立方メートルにつき） 消費税含む

区分	排除汚水量	金額
一般 汚水	10立方メートルを超え 30立方メートルまで	189.2円
	30立方メートルを超え 100立方メートルまで	243.1円
	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	297円
	500立方メートルを超える分	344.3円

料金 消費税含む

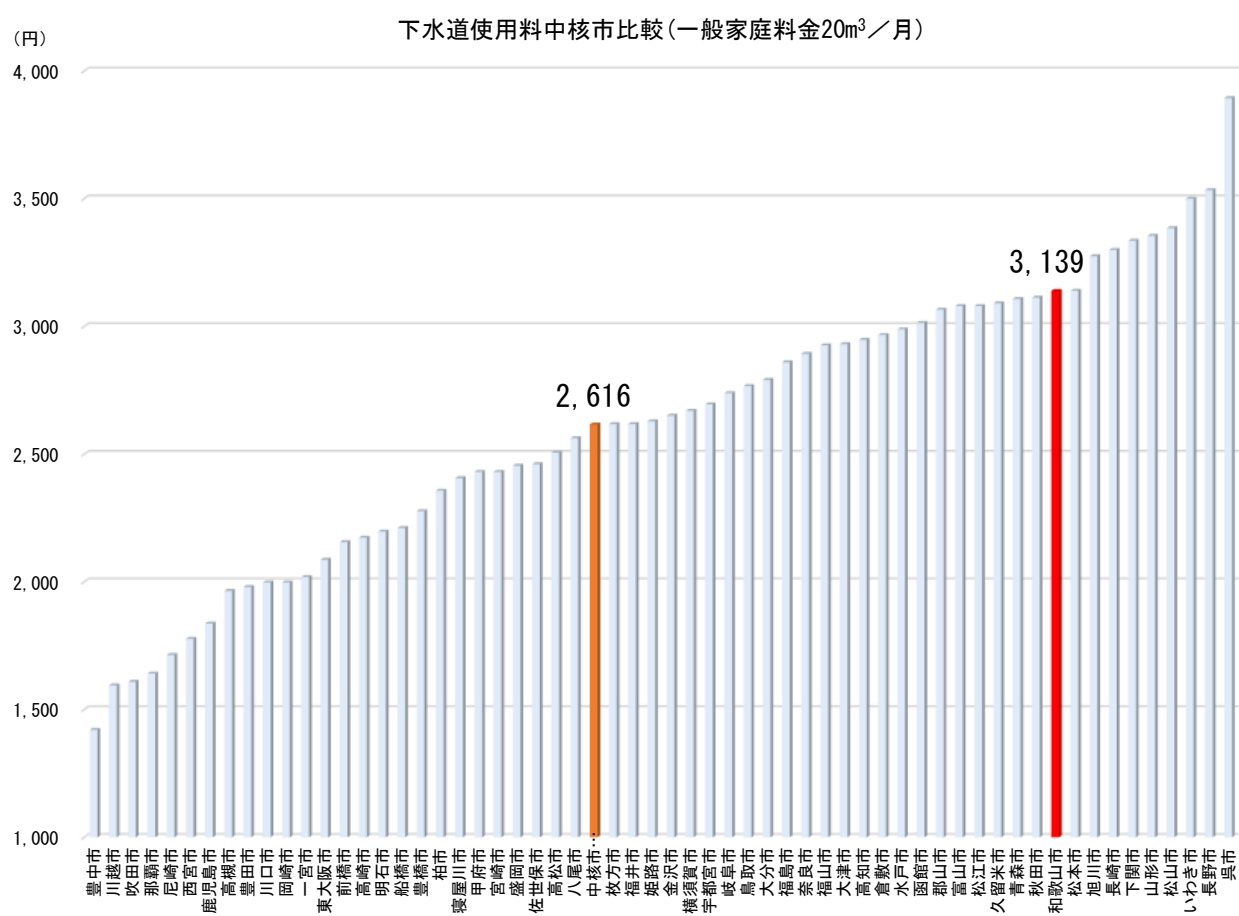
区分	排除汚水量	金額
公衆浴場 汚水	排除汚水量1立方メートルにつき	11円

(2) 中核市における下水道使用料の比較

中核市における下水道使用料（一般家庭料金20m³/月）を比較すると、59市中、上から10番目の金額となっています。（令和5年4月1日時点）

和歌山市 3,139円（税込）

中核市平均 2,616円（税込）



令和5年度総務省 地方公営企業決算状況調査から作成

2 下水道使用料の見直し

現行の下水道使用料は平成24年4月に改定された使用料単価を適用していますが、「下水道使用料算定の基本的考え方」（平成29年3月10日 日本下水道協会）において、資産維持費が使用料対象経費として位置付けられたことから、将来的な改築需要の増大を踏まえた使用料体系の検討を行う必要があります。また、将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、他会計からの繰入金に依存せず、可能な限り使用料収入によって汚水処理にかかる費用を回収する必要があります。このため、投資の合理化や経営基盤強化の取り組みを推進し、その財源確保に努めていきます。

本市の下水道使用料（一般家庭料金20m³/月）は中核市の中でも高く、また、一般会計からの繰入金の割合や浄化槽など他汚水処理の料金との比較を行い、5年ごとに下水道使用料の見直しの検討を行います。ただし、想定外の不足額が見込まれる場合には、随時見直しを行います。

第7章 計画の点検と進捗管理

1 経営戦略における目標指標

分類	指標	算出式	和歌山市			R5年度 中核市 平均
			R5年度	前期目標 R10年度	後期目標 R15年度	
経営 の 健全 性	経常収支比率 (%)	$\frac{\text{経常収益（営業収益＋営業外収益）}}{\text{経常費用（営業費用＋営業外費用）}} \times 100$	110.24	107.20	100.02	107.19
		経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、100%を上回っており経常利益が発生する見込みである。				
	累積欠損金比率 (%)	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{（営業収益－受託工事収益）}} \times 100$	0.00	0.00	0.00	2.08
		営業収益に対する累積欠損金の比率で、累積欠損金は発生しない見込みである。				
	流動比率 (%)	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	25.88	19.03	32.79	103.62
		短期的な債務に対する支払能力を表す指標で、100%を下回っており資金繰が厳しい状況となっている。				
	企業債残高対 事業規模比率 (%)	$\frac{\text{企業債残高－一般会計負担額}}{\text{営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金}} \times 100$	609.31	500.39	432.48	720.80
		料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標。企業債残高の減少に伴い今後減少していく見込みである。				

分類	指標	算出式	和歌山市			R5年度 中核市 平均
			R5年度	前期目標 R10年度	後期目標 R15年度	
		分析				
経営 の 効 率 性	経費回収率 （％）	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}} \times 100$	99.34	99.34	99.34	100.95
		使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。100%を下回っており、これは汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを示している。				
	汚水処理原価 （円／㎡）	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}}$	179.58	172.39	157.97	150.02
		有収水量 1 ㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。中核市平均と比較して高く、これは汚水処理に係る維持管理費・資本費が高いことを示している。				
	施設利用率 （％）	$\frac{\text{晴天時 1 日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}} \times 100$	40.70	44.79	48.88	64.75
		施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。中核市平均と比較して低いため、建設途上である北部処理区の早期整備や、中央・和歌川終末処理場の適正化等の検討が必要。				
	水洗化率 （％）	$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$	79.24	87.21	95.17	95.17
		現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標。現在ほぼ横ばいであり、依然として中核市平均を下回っている。				
老 朽 化 の 状 況	有形固定資産 減価償却率 （％）	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100$	19.28	33.78	47.65	38.42
		有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、現時点では中核市平均を下回っているが、今後施設の老朽化により上昇する見込みである。				
	管渠老朽化率 （％）	$\frac{\text{法定耐用年数（50年）を超過した管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	9.65	10.67	11.27	10.71
		法定耐用年数を超えた管渠延長の割合を表した指標で、管の老朽化により上昇する見込みである。				
	管渠改善率 （％）	$\frac{\text{改善（更新・改良・維持）管渠延長}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$	0.00	0.10	0.23	0.19
		当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。本市は普及率が依然として低く、未普及対策や浸水対策を中心とした事業を進めているため、管渠の老朽化対策は中核市平均と比較して進んでいない。				

2 計画の推進と点検・進捗管理の方法

経営戦略の各施策を着実に実施するため、PDCA サイクルを活用し、計画、実施、検証、計画の見直しを行います。

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに5年ごとを目途に必要な応じて見直し（ローリング）を行い、「投資・財政計画」と実績の乖離を検証するだけでなく、将来予測方法や「収支ギャップ」の解消に向けた取り組み等についても検証し、必要な見直しを行います。

計画の策定（Plan）

- ・実施が計画に沿っていない部分を調べて見直す

事業（施策）の実施（Do）

- ・計画に沿って業務を行う

目標達成状況の確認（Check）

- ・業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する

改善の検討（Action）

- ・実施が計画に沿っていない部分を調べて見直す

第8章 用語解説

用語名	意味
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、具体的には、処理場・ポンプ場等の人件費、動力費、薬品費、修繕費、運転管理委託費等によって構成されるものです。
汚水処理人口	下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティプラントを利用できる人口に合併処理浄化槽を利用している人口を加えた人口。汚水処理施設の普及状況を表すものです。
汚水処理適正化構想	様々な汚水処理施設（下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽など）の整備を効率的かつ適正に進めるため、和歌山県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的な計画です。
か行	
合併処理浄化槽	トイレの汚水だけでなく、台所、お風呂の生活雑排水も一緒に処理する浄化槽のことです。
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のことです。
供用人口	公共下水道が整備され水洗化できるようになった区域の人口です。
緊急輸送路	災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線で、高速自動車国道や一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路です。
経常収益	本来の営業活動から生じる営業収益と、他会計からの繰入金などの営業活動以外の活動によって得られる営業外収益の合計です。
経常収支	一事業年度単位で計算した「経常収益（営業収益+営業外収益）－経常費用（営業費用+営業外費用（経常損失）」金額です。プラスの場合は経常利益（黒字）で、マイナスの場合は経常損失（赤字）となります。
経常費用	人件費・維持管理費・減価償却費などの本来の営業活動から発生する営業費用と、企業債利息などの本来の営業活動以外の活動によって発生する営業外費用の合計を経常費用といいます。
下水汚泥	下水処理の過程において発生する泥状物質の総称です。
下水道管渠	下水を処理場等まで運ぶ管のことです。
下水道普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標です。
減価償却費	固定資産（下水道施設・下水道管渠など）の減価（価値の減少）を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続を減価償却といい、この処理または手続によって特定の年度の費用とされた固定資産の減価額のことで、
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費で、経営規模の拡大をはかるために要する諸施設の建設整備などのためのものです。
広域避難場所	地方自治体が指定した大人数収容できる避難場所のことで、地震などの大きな災害時に使用される避難場所です。

用語名	意味
公共下水道	主に市街地における下水を排除または処理するために、地方公共団体が管理する下水道のことです。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことです。
高度処理	標準的な下水処理方式に比べ、より水をきれいにする処理方式のことです。
合流式下水道	汚水、雨水を分離することなく同一の管渠で排除する方式です。合流式下水道では、雨天時に汚水と雨水とが混じった下水の一部が処理されずに川などに放流されるなどの問題があります。
さ行	
事業計画	事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要があります。
資産維持費	将来の更新需要が新設当時と比較し増大することが見込まれる場合、サービスを継続していくために必要な費用として、中長期的な改築・更新計画に基づいて算定するものです。
資本費	企業債利息及び減価償却費の合計のことです。
資本費平準化債	下水道事業債の元金償還期間に比べて下水道施設の耐用年数が長いため、減価償却費に比べ元金償還金の方が大きくなることから、構造的に生じる資金不足を補うために元金償還金と減価償却費の差額について発行する地方債のことです。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入をいいます。
収益的収支	企業の一事業年度の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用をいいます。
浄化槽雨水貯留施設	公共下水道に接続することにより不要となる浄化槽を雨水の貯留槽として再利用することです。
終末処理場	下水を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために下水道の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設のことです。
集落排水事業	農業集落や漁業集落において、し尿や生活雑排水を処理する污水处理場を建設し、宅内排水設備工事によって集落排水処理施設に接続し、汚水を処理することにより、集落における生活環境の向上と、海や川の水質保全に寄与する事業のことをいいます。
受益者負担金	国または地方公共団体が特定の事業を行う際に、その事業に要する経費に充てるためにその事業により受益するものに対して都市計画法第75条により事業費の一部を負担いただくものです。
受益者分担金	負担区域の区域外から、公共下水道に下水を流入させようとする土地所有者等（受益者）に、事業費の一部を負担していただくものです。
処理区域内人口	下水処理が開始されている処理区域に居住する人口です。
水洗化率	水洗便所設置済人口を処理区域内人口で除したもの。下水処理が開始されている区域のうち実際に下水道に接続している割合を表すものです。
水洗便所設置済人口	下水道の処理区域内で実際に水洗便所を設置して汚水を処理している人口です。
全体計画	全体計画は、各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるものです。

装置産業	生産工程が大規模な装置によって構成され、自動化されている産業です。
た行	
中核市	人口20万人以上を有する比較的大きな都市について、事務権限を強化することにより、自主的、主体的な判断で地域の実情に応じた住民に身近な行政を行うことができるようにしたもので、政令指定都市に次ぐ都市として位置づけられています。なお、和歌山市は平成9年4月1日から中核市に移行しています。
中核市平均	令和5年度決算統計データをもとに算出した中核市の平均値です。
出前講座	市内の小学校や各種団体等の希望に基づいて、職員が出向いて下水道の話をすることにより、下水道事業への理解を深めることに役立てる制度です。
都市計画	人口や土地の利用法、施設等における都市の将来の理想の姿を想定し、必要な規制や整備を行い都市を適正に発展させるための計画です。
都市下水路	主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいいます。
は行	
B C P	災害時にも最低限の事業を継続し、早期に復旧が行えるよう、あらかじめ災害時の行動計画を定めたものです。
P D C A サイクル	品質管理の手法であり、P (Plan : 計画) → D (Do : 実施) → C (Check : 確認) → A (Act : 改善) の順に作業を実施して、A (Act : 改善) を次の P (Plan : 計画) に繋げることで継続的な業務改善を行っていくものです。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアチブ 公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のことです。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップ 行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うスキーム。官民連携や公民連携、パートナーシップともいいます。
不明水	流入の原因が不明な水のことです。(地下水や雨水などが老朽化した管渠などの隙間などから流入したもの。)
分流式下水道	汚水と雨水を別々の管渠に集めて排除する下水道です。この場合、汚水だけが処理施設に流入することになります。
包括的民間委託	民間事業者が施設を適切に運転し一定の性能を発揮できれば、施設の運転方法の詳細等については民間事業者の裁量に任せるとする性能発注の考え方に基づく委託のことです。
や行	
有収水量	料金徴収の対象となった水量のことです。

和歌山市 公共下水道事業 経営戦略

発行 2025年2月

和歌山市企業局 経営管理部 経理課

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

TEL : 073-435-1125

FAX : 073-435-1280

e-mail : keiri@city.wakayama.lg.jp

HP : <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>